

2 海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ア) 定期試験

平成28年4月、7月、10月、平成29年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第7表のとおりである。

第7表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数 (平成28年度)

種別	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則36条	併科	本科	則36条
航海1～6級	38	495	382	2	205	102
機関1～6級	18	318	245	6	130	84
*通信1～4級	—	22	—	—	22	—
合計	56	835	627	8	357	186

* 「通信1～4級」は、海技士（通信）1～3級と、海技士（電子通信）1～4級の合計である。

* 「則36条」は、「本科」の内数である。

(イ) 臨時試験

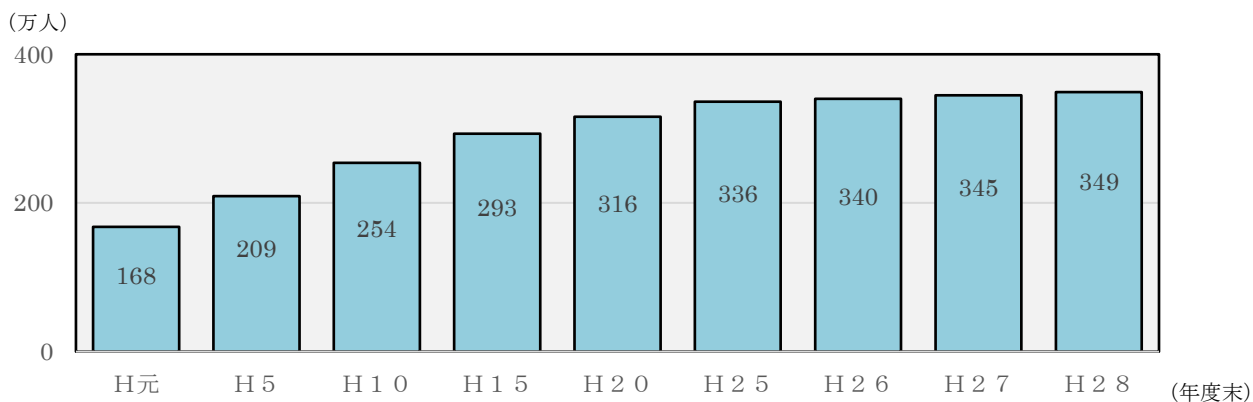
神戸市で3回実施した。申請者総数は74名、合格者は74名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第7図のとおりである。

第7図 小型船舶操縦士免許受有者数（全国）の推移



(国土交通省海事局海技・振興課の統計資料より作成)

(3) 免許関係事務等

平成28年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件

数は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 免許等各種申請の取扱件数

種別 \ 区分	免許	訂正・再交付	限定解除	更新
航海 1～6級	124	45	178	235
機関 1～6級	82	33	27	154
通信 1～4級	25	3	—	25
小型船舶操縦士	447	549	0	4,268
合計	678	630	205	4,682

第9表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第20条）	30
	同等業務経験認定（法第7条の2第3項第2号）	69
計		99
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書	69
	身体検査合格証明書	9
	筆記試験科目免除証明書	36
	合格証明書	14
計		128

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として近畿小型船舶教習所及び西日本海技専門学院が登録されている。

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録更新講習等実施機関として、近畿小型船舶教習所、(株)ハイビスカスポートクラブ、神戸海技専門学院及び西日本海技専門学院が登録されており、平成28年度においては第10表のとおり実施された。

第10表 更新・失効再交付講習の実施状況

講習機関	講習の種別	小型船舶操縦士	
		更新講習 (人)	失効再交付講習 (人)
近畿小型船舶教習所		9 5 1	3 6
(株) ハイビスカスボートクラブ		3 4 2	3 6
神戸海技専門学院		6 2	2 2
西日本海技専門学院		7	4
合 計		1, 3 6 2	9 8

(6) 船員行政品質マネジメントシステム

所掌事務が継続的に信頼性のある公正なものとなるよう、船員行政品質マネジメントシステム（船員行政QMS）に基づく業務運用を平成18年度から実施している。毎年国土交通省の内部監査を受検している。平成28年度内部監査における不適合はなかった。

(7) 最少安全配員証書交付実績

1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）の規定に従い、IMO（国際海事機関）決議の原則及び指針並びに国内法令を考慮し、当該船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっている。

平成28年度の交付実績は4件である。

(8) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

「酒酔い等操縦の禁止」「危険操縦の禁止」「免許者の自己操縦」「ライフジャケット等の着用」等の、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓蒙を目的として、フローティングボートショー等でのライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行うなど、小型船舶の安全対策を推進した。

平成28年度における周知・啓蒙及び安全指導等の活動実績は、次のとおりである。

(周知・啓蒙) 神戸地区(7回)、芦屋以東地区(2回)、明石以西地区(6回)、淡路地区(6回)、但馬地区(5回)

(安全指導等) 神戸地区(7回)、明石以西地区(4回)、淡路地区(5回)、但馬地区(5回)